

(委員長私案)

日本共産党滋賀県議会議員団からの意見とこれに対する考え方(案)

意見の内容	意見に対する考え方(案)
<p>(1) 近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例案要綱についての意見</p> <p>以下の2点を明らかにされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例との関係、整合性および条例の必要性。</li><li>・ 「近江の地場産業」の3つの規定の根拠はなにか。一般に、「地場産業」とは、地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業を指していますが、滋賀県には9つあるとされていますが、これらが将来にわたって「近江の地場産業」に該当するのか。</li></ul>	<p>(1)</p> <p>近江の地場産業および近江の地場製品は、滋賀県の長い歴史の中で生まれ、発展し、地域住民にとっての誇りでありますが、その取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。地域の個性と特色を生かした地方創生を実現するためには、これらを絶やささないよう下支えするとともに、時代の変化に適合していくための新たな取組を積極的に推進する必要があります。</p> <p>滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例は、中小企業者全般を対象としているため、その条例だけでは、地場産業事業者等に焦点を当てて、より積極的に施策展開していくには限界があります。地場産業および地場製品に係る施策を強化し、特別に振興していくために、新たな条例の制定が必要と考えます。</p> <p>「近江の地場産業」の定義の規定は、滋賀県地場産業新戦略支援補助金交付要綱で規定する「地場産業」の定義に合わせており、県が「地場産業」という場合は、この定義が用いられています。(かつての国の補助金要綱の定義が根拠となっています。)</p> <p>この定義に該当する産地は現在9つありますが、規模等が縮小された場合には、将来にわたって「近江の地場産業」に該当するとは限りませんが、これらが外れることのないよう振興していきたいと考えます。</p>

(委員長私案)

日本共産党滋賀県議会議員団からの意見とこれに対する考え方(案)

意見の内容	意見に対する考え方(案)
<p>(2) 近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例案要綱についての意見</p> <p>3つの問題点があると考えます。</p> <p>第一に、近江の地酒は、本県の伝統的食文化を形成してきたものですが、唯一のものではありません。ことさら条例において地酒の普及を強調することは県民的検討が必要です。</p> <p>第二に、「県民は、近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用するよう努めるものとする」「近江の地酒もてなし普及促進月間を設ける」等の条文は、「個人の嗜好および意思を十分に尊重することを旨とし、飲酒の強要がないようにする」の条文と相いれませぬ。</p> <p>第三に、飲酒運転による交通事故、飲酒による家庭崩壊など、飲酒に起因する社会的諸問題が広く見られる今日において、「地酒の普及」といえども県民に飲酒を推奨するのは、県議会の仕事としてはふさわしくないと考えます。</p>	<p>(2)</p> <p>本県には、地酒のほかにも、ふなずしをはじめとするさまざまな食品や食材があります。また、本県には、信楽焼を代表とする器などの優れた地場産品がありますし、歴史や文化、自然環境に恵まれ、観光資源も豊かです。たしかに、地酒だけが本県の伝統的食文化を形成してきた唯一のものではありませんが、地酒は食品や器といった地場産品にもつながりますし、もてなしの意味から観光にも広がっていきます。このように、地酒は、郷土の財産を結びつける役割を果たしておりますので、近江の地酒でもてなし、その普及を促進することは、日本酒への関心が国内外から高まっている今こそ、地域の個性と特色を生かした地方創生を実現するために有効であると考え、県民にも意見を募ったところであります。</p> <p>「県民の役割」や「近江の地酒もてなし普及促進月間」の規定は、もてなしの機会における酒類の選定の際には、他府県のお酒ではなく、本県の食文化の歴史等に触れるためのツールの一つとして、近江の地酒をぜひ使用してもらいたいという趣旨であります。一方、「個人の嗜好等の尊重等」の規定は、お酒の苦手な方や健康等の理由でお酒が飲めない方等にまで近江の地酒の使用を求めるものではないという意味で設けてあります。したがって、これらの条文は矛盾するものではありません。</p> <p>本条例案の趣旨は、もてなしの機会における酒類の選定の際には、他府県のお酒ではなく、近江の地酒をぜひ使用してもらいたいというものであって、決して飲酒そのものを県民に推奨するものではありません。不適切な飲酒や健康障害にも十分配慮し、「個人の嗜好等の尊重等」の規定の中で「健康への影響の配慮」を明記しております。</p> <p>飲酒に起因する社会的諸問題が広く見られる今日において、不適切な飲酒を推奨することはあってはならないことで、アルコール健康障害対策基本法が制定され、対策がとられているところです。本県としてもしっかりと取り組む必要があると考えております。</p>